

\*コラム\*

## ドイツの部長医制度

解説・訳 岡嶋 道夫

ドイツの病院には内科、外科などの部局があり、部長医Chefarzt（シェファルツ）が部局の頂点に存在する。部長医は就任時に、病院開設者との間で下記のような「部長医契約」を結び、部局の管理、他部局や管理部との連携など、病院運営上の責任と義務を負うことになる。

部長医を責任頂点とするドイツの制度から、日本が教えられることは数多くあるのではないだろうか。

### 部長医契約（抜粋）

- ・病院の近くに住む義務。
- ・部局の管理と専門的指導の義務。
- ・病院開設者の出す業務指令と院内規則を守る。
- ・無駄のない経費の使い方、委員会への参加など。
- ・病院のすべての案件に守秘義務。
- ・部局のすべての患者のケアに責任。
- ・部局のすべての患者に必要な回診。
- ・外来における救急治療。
- ・他の部長医への助言。
- ・入院、一時退院および退院決定の権限。
- ・死体検査と死亡診断書の交付。
- ・待機業務および呼出待機を保証し、必要時には呼出待機に自ら参加する。
- ・医師の忠告に反して入院処置を望まない患者に、それにより生ずる結果に対して病院は責任を負わないことを教える。
- ・開業医のためのコンタクト。
- ・患者や家族に対して情報提供企画。
- ・医師と非医師の卒前、卒後、生涯教育。
- ・医学部学生に医師免許規則による教育。
- ・医師に、その教育程度、能力および経験に相当して、特定の業務範囲をかれら自身で処理することを任せること。部長医の総合責任はこれによって縮小することはない。
- ・法規定または明白な医学的疑念による妨げがない限り、部局の空きベッドを必要に応じて他の部長医に、一時的な使用として貸す義務がある。
- ・完了後の患者記録は病院開設者の所有物。
- ・病院開設者は患者記録を医師の守秘義務と情報保護規定を守って保管。

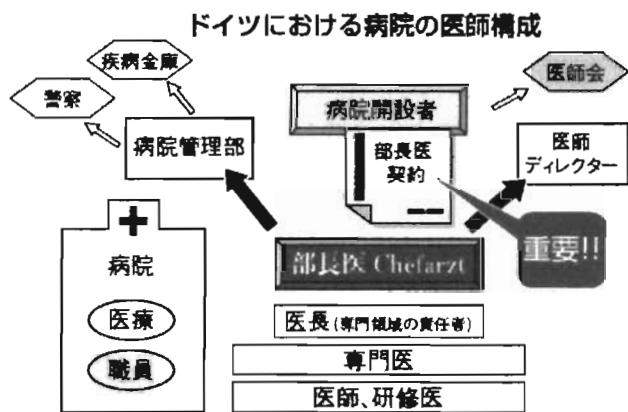
- ・部長医は常に部局の患者記録を見ることができる。
- ・患者記録の原本と附属資料の院外持出不可。
- ・止むを得ず持ち出すときは（裁判による押収など）、引渡前にコピーを作成。
- ・謄本、抜粋、コピーは部長医または後継者の同意があるときにのみ渡すことができる。
- ・病院管理部にあらゆる報告を行う。
- ・該当する任務として、医師料金規則による給付番号、質改善のために義務づけられた届け出、国際疾病分類など。
- ・部長医は重大な出来事、特に警察や検察庁の取調べ、部局内で発生した面倒なことは、医師に関する問題であれば病院の医師ディレクターに、その他の場合は病院管理部を通して、速やかに業務上司に伝えなければならない。
- ・部長医契約には他に、意見を述べる権利と義務、休暇、兼業、報酬（部長医には民間医療保険患者の診察料の一部を受領できる特権）など多数の契約項目がある。

### 部長医になるには

- ・部長医は必ず他の病院から招聘。
- ・部長医を目指す医師（医長）は、応募の書類を提出して競り合う。
- ・採用された最初の6ヶ月間は仮契約、どちらからでも契約取消ができる。
- ・任期がある。

### 医師ディレクター

- ・医師ディレクターは、部長医の間の問題や医師に関する問題を処理する。
- ・医師ディレクターは病院開設者と病院の運営・改善の重要な事項を扱い、州の病院計画委員会に提出する資料を作成する有能な医師。



※部長医契約の内容は、Ulrich Baur : Chefarzt-/Belegarztvertrag. Deutscher Ärzte-Verlag. 2003.からの抜粋です。